

第十三回 参議院法務委員会會議録第四十七号

(七九五)

昭和二十七年六月三日(火曜日)午後一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 清原 邦一君
法務府檢 務局長 岡原 昌男君
法務府特別 審査局長 吉河 光貞君
法務府特別 審査局長 関 之君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
本日、の會議に付した事件

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(小野義夫君) 只今より委員會を開きます。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。

先ず左藤君から御質疑を願います。

○左藤義詮君 本案は昨春以来、公案保障法とか、団体等規正法、特別保安法と名称をいろいろ変え、二十三次案まで續つていろいろ研究を重ねて参りました。昨春大橋前総裁の發表した案に比べますと、団体の届出の義務、就職制限制度、防諜規定、非常拘禁制度、解散団体の財産没収、強制調査権等がすべて取除かれまして、破壊活動の範圍も著しく絞られて来ております。こ

ういふ点は政府が輿論を聞きまして幾度も練り返して来た、できるだけ基本的人權を侵さないように努力して来ましたが、それにもかかわらず、いろいろな反対がござりまするの、曾つての治安維持法というものの悪夢が残つておる。大正十四年に団体変革又は私有財産制度の否認を目的とする共産主義及び無政府主義の団体の結社を禁ずるという目的で、その刑も最高十年、懲役又は禁錮であつたものが、昭和三年及び十六年に改正されて、範圍が次第に殆んど無限のように拡張せられて、刑も死刑とか無期が加えられ、予防拘禁制度まで設けられ

る、こういうような曾つての悪夢から法というものが、必ずその範圍を狭めて行くものだ、又それを官僚が必ず悪用するのだ、こういうようなことが非常に私は反対の主な根拠になつてゐる。噂かも知れませんが、某閣僚が幾ら絞つてもいいから一旦橋頭堡を作つておけばあとは幾らでも掘げられると言つた、といううなことが非常に本案の反対者を私は刺激してゐると思つて先日来法務總裁が一つの信念を持つて説明しておられるように、どうしてこれは必要なんだ、私はどうも今日までそういう点を國民に認識させるための啓蒙と言ひますか、宣伝の用意が不十分であつた、何か修正して行く場合も押し詰めて、いや／＼一步一步退却して行くといううなことになしに、國民の中に本當によく相談をして、国会でも幾らでも審議を尽して、聞くべきは聞いて、そして最小限度どうしても必要なこと、これは政府のまあ現在總裁が就任せられて非常に努力されておられますけれども、私は甚だその点が國民と共にこの法律を作らうという氣魄と言ひますか、準備が不十分であつたと思つてあります、その点について一つ總裁の御意見を承つておきたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もな御意見であります。一つの法案を作成し、これを国会に提出するにつきまして、十分國民の意思の向うところを把握いたしましたして、それに乗つて

つて行くといふことは一番の建前であらうと考へております。全く御同感であります。殊にかような法案を作らざるを得ない、その必要性を國民一般によく理解せしめるといふことは何よりも急務であらうと考へております。従いまして、この法案作成に當りまして、十分に國民に現下の治安状況を知らすべきことが必要であるのは御尤な次第であります。併し政府におきましては実はそこまで手がとどかなかつたのであります。御了承をお願いいたしたと思ひます。併しながら現実の問題として各所に暴力的破壊活動が行われ、又極めて危険な状態にあるといふことは國民各位が十分に私は御認識を得たものと、こう考へております。そこで我々といひましては、この刻下の治安の現状を顧みまして最小限度の法案を作成いたしました、勿論我々は國民の基本的人權はどこまでも尊重して参つて行かなければならぬという建前の下にこの法案を作成したわけでありまして、國民一般にその必要性を周知せしむることの努力の足りなかつたといふことについての御議論については誠に我々として遺憾であつたといふよりはかたがたであります。どうか國民各位も現下の情勢が如何に緊迫しているかといふこともすでにのあたりに十分私は周知されてゐると考へておりますので、各位におかれましては是非ともこの法案の必要性を御理解下さつて一日も早く御可決あらんことをこの機会に特にお願いする次第であります。

○左藤義詮君 政府が國民と共にこの法律を作るといふ努力が不十分だつたといふことを非常に遺憾であつたと申されますので誠に私も遺憾でござりますが、米國でいわゆるマツカラン法がござりますが、三年近くの歳月をかけてゐるのであります。その間にいろいろ國民の意見を聞き續りに續つてきておるのであります、本来ならば私はそれくらいに念を入れて国会の審議も十分すべきであると思つたのであります。併し今總裁のお話のように非常に現在の治安の狀態が危機に瀕してゐる。昨年私もマツカラン氏に會つていろいろお話を聞いておりました、アメリカでは火災びんも飛んだことはありませぬし、又自動車も焼かれたことありませぬ。又皇居前の騒動のようなことはなかつたのであります。ここまで緊迫して参りますれば私もどうして早期にかような手当をすることは民族の独立のために必要であると私も確信をいたしたのであります、それにつきましては國民の理解もだん／＼私は衆議院の公聴会のとくよりは参議院の公聴会のとくよりは意見が多くなつて来ているのでありますし、これは申していいかどうか知りませんが、社会党の一部のごときも衆議院では否決せられたのが修正をして何とか最小限度のものを附ければならぬといふよ

うな空気が出ておるようでありまして、非常にその点は私は国民の本案に對する理解が遲まきながらも政府の努力が足らなかつた、遺憾であるにもかかわらず漸く盛り上つて來てゐることは私も當然だと思つてゐる。ところが、そういう点で一番心配せられておられます、特に母の立場から学生などが一時の騒ぎからのつびきならんところに追い込まれるというやうな、その他言論機関等が思わざる拡張した法の適用のためにさうな目に会われないやうに本法の適用に注意しなければならぬのですが、先ほど申し上げました治安維持法のように、噂のやうな某關係が橋頭堡を作つて拡張して行くというやうなことは絶対にない、これは總裁の信念を伺つておるのでありますから、その点については私は黙れと言つて驚かす軍閥もありません。ところが、いやしくも民主主義といふものに日本が今後の國家の存立を託して行きます以上は、國會がさうなむちやな治安維持法のようなことを繰返すはずはないと思ひますが、特に私は當局として法務總裁の、この法案を絶対これ以上は拡大しないのだ、これで十分賄つて治安を確保して行くのだ、こういう私は所信をこの際はつきり一つ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通りこの法案の建前は會つての治安維持法と全然その本質を異にしてゐるものであります。我々はこの法案を作成するにつきましたし、申し上げましたやうに、できるだけ、最小限度においてその必要を満たして行くやうという過ぎないものであります、これを一つの橋頭堡として更にこれより強い線を

出そうというやうな考えは毛頭ありません。どこまでも國民の基本的人權を守りながら、現下の治安情勢に鑑みまして、必要最小限度にこれを絞つて本法案を作成した次第であります。もとよりこの法案の運用につきましては極めて慎重に、いやしくも國民の多數に影響を及ぼすやうなことからしむる用意は我々は十分持つておるのであります。重ねて申し上げますが、この法案を根拠といたしまして更に強いものを作らうなんという考えは毛頭持つていないのであります。

○左藤義詮君 本法を実施して参ります公安調査庁でありますが、どうも治安維持法等の経験から、法がひとり立法者の手を離れて官僚の手に移ると、これが濫用或いは拡大されるということがいつも心配されるのであります。私は特別審査局といふものが占領下の遺物であつて、特に追放關係のことを多くやつておつたのであります。これが、ここに局長がおられるのであります。非常に國民が心配をしておられる、共產黨の地下に對しては殆んど手を伸ばし得ないで、追放關係等の小さな妙なことばかりやつておる。非常に特審局といふものに對する國民の信頼が、信用が十分でない。その特審局が主になつてこの法案を立案せられ、更にこの特審局が主体になつて公安調査庁といふものが換骨奪胎されてゐるやうなことに非常な私は國民の心配があるのではないかと思つてゐる。その点人事その他いろいろ微妙な点もございまして、特審局が公安調査庁になるのではなくて、公安調査庁を全然別の構想から出発をするという御意図はないのでございまして。

○國務大臣(木村篤太郎君) いずれの時代におきましても捜査官に對して國民が非常に強い批判をするのであります。これは私はこの法案を離れまして、捜査官に對して或る種の同情を持つておるのであります。無論この行過ぎに對しては十分に警戒し、又自制もしなければならぬのであります。この捜査官といふものは非常にむづかしい仕事でありまして、而も一番國民の批判の的となつておるのであります。なか／＼職務としては容易ならぬのであります。私は或る程度の同情を以て見て頂きたい、こう考へるのであります。もとよりこの捜査官の行過ぎに對しては國民が十分に批判して過ちのなからしめるやうにするのが尤もなことであらうと存じます。會つての治安維持法を取扱ひましたいわゆる特高に對して非常な行過ぎの点があつた、これは時代が全く違つておつたのであります。申すまでもなくその時代は大きな軍部といふ背景の下に或る意図を持つて仕事をしておつたのであります。故意に行過ぎをやつた事実も我々は承知しておるのであります。その後この特審局のあり方についていろいろ批判がございしますが、これは昔のいわゆる特高警察とおよそ私は本質的に異なつておるものと考えしております。従いまして今後の捜査官については十分な警戒を、又訓練をすることは申すまでもないのであります。この法案を作成するに當りましても行過ぎのないやうにという建前から強制捜査権を持たせなという建前をとつておる次第であります。而してこの公安調査庁の人事の問題でありますが、この法案が幸いに通過いたしますと、新たな構想の下にその人事も一つやつて行きたい、

○左藤義詮君 捜査官が非常な骨の折れる、又憎まれやすい仕事だといふことは我々も理解するのであります。そうであるだけに、私はその人を得なければならぬ。先般の東大、早大等の事件に對処した警察官を本委員に呼んで、いろいろ調べをいたしたものであります。署長等におきまして、こういう人柄で本場に若い學生の氣持がわかるのだらうか。ただ法律だけを振り廻して、人の心を傷つけるのではないかとありますが、特に戦後、警察だけではなかつたか、責任觀念が衰えておるやうな、責に觀念が衰えておるやうなもので、特には公安調査官に對してはよほど人選に御注意をして頂かなければならぬ。研修等のお話もありませんが、ただ形ばかりの研修でなくして、非常に信念と而も温い人間味を作るといふことについてよほどの御注意を頂きたいと思つておる。その際一つ伺つておきますが、強制調査を除いたのは私も誠によいことだと思つてゐる。その結果調査資料が非常に不確実となつて、勢ひ調査は、捜査活動に便乗する司法警察官の捜査活動に非常に頼るやうなことが多くなつてゐる。従つて、その際に調査と捜査との間に一線を画するだけの用意があるかどうか。又一方から言へば官僚の細張りといふのは、非常に役人の習性なんでありまして、そういうやうな点から調査をしますために、非常に機密を要する犯罪の捜査或いは犯罪の予防

が、非常に騒ぎ立てるために折角の魚が逃げたやうな問題が起らないか。その司法警察官或いは司法警察官と調査官との間の連絡橋間といふやうなものを置く用意があるかどうかです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 司法警察官と調査官との連絡調整が緊密にとれて行かなければ法案の運用というものは完きを期することはできない。誠に御同感であります。そこでさうな調整を図るために一つの連絡會議でも設けたらどうかといふ御意見であります。誠に御同感であります。今直ちにさういふ構想は持つておりませんが、行く／＼はさうな必要あれば合同の會議でも開けるやうなことにしてはどうかと考へておられます。ただ今のところでは明らかにさういふやうにやるというのを申すわけに、段階に至つておりません。

○左藤義詮君 先ほどちよつと触れたんであります。日共の幹部が地下にもぐつて、あれだけの特徴のある顔をした人がこの狭い日本にもぐつておつてそれが未だに捕まへられない。本法案の必要なる理由を伺ひまするときに、殆んどそこらあらゆる源泉が來ておるやうにおつしやうながら、未だに確証が掴めない。甚だ靴を隔ててかゆみをかくやうな御説明でありますので、いろいろ議論も起きますので、さうした点について今までの刑法、刑事訴訟法では賄えない。今この法案が成立いたしますればその点については相當の確信をお持ちになるのか。私は合法的な活動をしております共産黨に對しては敬意を表するものであります。須藤君もここにいらつし

やいます、私も同僚として共に
立派にいつも、これは共産党というより
もむしろヒューマニスト、そういうよ
うな私たちはかた／＼のやつておるこ
とに對しては敬意を払うにやぶさかで
ないであります、そういう、実は
私はヒューマニストは御承知のない、
地下のほうから非常な危険な、只今繰
返されておるような破壊的な指令が出
ている。共産党の地下に隠れておると
ころに非常に大きな問題がある。そ
ういふことにお気付きになつた中西代議
士のごときはすでに脱党しておられ
る、須藤さんといつ脱党されるかわか
りませんが、そういう私は一番大事な
ところですね、手が届かないとい
うようなことでは、幾ら私は法律を作つ
ても駄目だと思ふのであります、國
民が一番心配している、一番の急所に
對して、この法律によつて十分効果を
挙げ得ると、こゝろに總裁は確信を持
つておられるかどうか。ここに特審局
の幹部がおられますから今人事の問
題については構想を練つておられるそ
うですが、若しこの両幹部が来るべき
公安調査庁の幹部となるだけの信念と
氣魄をお持ちになつておるならば、そ
の点に對する私は吉河、関西氏の見込
と申しますか、自信と申します
か、そういう点も一つ併せて承つて
おきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案
がいよいよ実施された暁において、直
ちにいわゆる非合法活動をしておる共
産党幹部を捜査できるかどうかとい
うことではあります、それはここでは
私はお約束できないのであります。
従来これが捜査できなかったといふこ
とについては誠に遺憾至極であります

が、一体そういうことに關しまして
ですな、十分に國民の協力を待たなけ
ればならぬと思ふのです。國民と裏腹
になつてはうまく行かない。是非とも
私は國民の協力を得たい、こう考へて
おります。併しこの法案通過の暁にお
きましては、公安調査庁の機構を整
備、拡充いたしまして、十分その機能
を発揮して國民の期待に背かないよう
にと、こう考へております。

○政府委員(吉河光貞君) 極端な破壊
分子が非公然の或いは地下の活動をし
る、でその実体を把握するといふこと
が極めて困難なことは世界自由主義諸
國の悩みであります。私もにおきま
しても追放入幹部の所在については鋭
意その所在を調査して参りました。

これらの八幹部につきましては檢察庁
から裁判所の令状が司法警察官、國警、
自警に渡されまして、逮捕状の執行と
して中央、地方全国的にその所在を捜
査しておるものであります、特別審査
局は公職追放令の運用をいたしまして
或いは団体等現正令の運用をいたしま
して、その所在確認に御協力をしてく
てゐるのです。従いましてこの面から
國警、自警、特審、檢察庁の間に、中
央地方を通じて除々に具體的な協
力關係が設定されて参りまして、これ
は總裁の御方針によるのであります
が、最近におきましては極めて緊密な
關係が随時實現されてゐるような状況
であります。併しながらこれらの元追放
幹部の所在の確認につきましては、結局
は國家の捜査力又は調査力といふもの
が問題でありまして、この國家の調査力
なり捜査力をますます高揚させて行く
といふことが問題解決の第一歩であり、
國民の御協力を得て而も基本的な人權

を尊重しながらその目的を達するとい
うためには、只今も申上げたように、
私も並びに檢察庁、國警、自治警
が十分に捜査力なり調査力を高揚さし
て行かなければならない。かように考
へておるのであります、この目的の
ために一歩々々近付き得るというよう
に確信しておる次第であります。

○左藤義雄君 語るに落ちると申しま
す、只今のお話は徐々に國警、自
治警、檢察と、特審との連絡が徐々に
できて来て、最近になつて漸く体制が整
つた。そうすると一年有余に亘つて今
までは甚だ連絡が悪かつた。こゝろに
法律を出さなければならぬほど緊迫
しておりながら／＼の捜査をやつ
ておられた、調査をやつておられたと
いふようなふうに向うのであります
が、その点甚だ遺憾であります、基
本的な人權に對する非常な心配があるに
もかわらず、我々がこの法律を必要
としますその趣旨から鑑みまして、
國民の心配します一番の急所、つぼに
當りますように私も切望いたす
のであります、なお第三条の一項の
イに内乱、内乱の予備、陰謀、内乱等
の補助を暴力主義的破壊活動と規定し
ておりますが、然らば刑法の第八十一
条、八十二条の外患に關する罪、或
いはその未遂、予備、陰謀、こゝろに
のをここに誹いますれば、成るほどこ
ういふ危険な一番のものが、あなた
はつきりこれとおつしやいませんけ
れども、國民にもこれだなどといふこ
とはわかんないと思ひますが、これをお加
へにならなかつた理由。もう一つ例を申
上げますれば、私も破壊活動として
電源の爆発ということが非常に宣伝も
され、又心配もされておるのであります

が、そういうものは刑法上の未遂に當
りますか……こゝろにものを加えま
す、或る特定の政党が日本を破壊
するために特に外國と連絡し指導を受
けてやつておるといふことが非常には
つきりして来ると思ふのですが、そ
ういふことをお加へにならなかつた理由
を一つ……。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
しますが、この第三条の第一項に掲げ
てあります刑法所定の規定を御覽頂
きまして外患罪の点について御疑問を
お抱きになるのは御尤もな点だと思
うのであります。これにつきましては、
私もとしては次のような考慮からこ
れに載せなかつたのであります。それ
は一つは刑法の外患の罪を考へて見ま
すと、そのような場合はこの内乱の
罪が、邦土の僭竊といふ規定があるの
でありますからして、それで第一賄
えなかつたといふ点が第一点であり
ます。その次といつたしましては、外患
のようなことが現実の具體的な危険とな
つて参りますと、この破壊的団体の
規制というふうなこれだけのことで
恐らく賄えないのではないかと。更に國
家としては今の段階よりは一層危険な
ような状態に直面するのであるから、
それは又この法案より別個の問題とし
て考へるべきものではないか、かよう
な考慮からこの三条の各事項はこれだ
けに限定いたした次第であります。

○左藤義雄君 今のちよつと見方が
違つたから又法を新らしくするとい
うよりも、私はむしろ危険はそこにあ
るので、内乱等も私はそこら、外患
から影響する場合これも多いと思
ふのであります。而もその外患の罪、或
いは陰謀等も非常に危険なのでありま
して、これをお加へになれば、これは
重いほうを加へるのでありますからち
つとも私はそういう基本的人權との問
題はないと思ふのであります、これ
を加へることによつてこの法案の目的
がはつきりするのじやないか。そ
ういふ点においてそれを考慮したために却
つて、いやしくも私は言論機關、労働
組合その他がこの法案に觸れることは
なさらないと信じておられますが、特
に外患といふことがはつきりします
れば自分たちとは縁もゆかりもない問題
なんだからやはり心配ないのだ、子孫
のために民族のために是非守らなけれ
ばならぬのだといふ協力の心組みをは
つきりさせるために私はこれをお加
へになることが當然と思ひますが、そ
の点をもう一度。それから今の電源爆
発の問題も御答へ願ひたい。

○政府委員(関西君) 外患の点につ
いてのお尋ねの御趣旨は誠に御尤もと思
ふのであります、これにつきまして
は先ほどお答え申上げたような事情に
よりまして、当面のことは一応これだ
けが相當ではないかといふふうにか
つていたした次第であります。

電源につきましては、なおこの点に
つきましては御質問の趣旨もあ
るからして検討して見たいと思
はるわけでありまして、なおその電源につ
きましては、私もおつしやいませんけ
れども、國民にもこれだなどといふこ
とはわかんないと思ひますが、これをお加
へにならなかつた理由。もう一つ例を申
上げますれば、私も破壊活動として
電源の爆発ということが非常に宣伝も
され、又心配もされておるのであります

い、陰謀等も非常に危険なのでありま
して、これをお加へになれば、これは
重いほうを加へるのでありますからち
つとも私はそういう基本的人權との問
題はないと思ふのであります、これ
を加へることによつてこの法案の目的
がはつきりするのじやないか。そ
ういふ点においてそれを考慮したために却
つて、いやしくも私は言論機關、労働
組合その他がこの法案に觸れることは
なさらないと信じておられますが、特
に外患といふことがはつきりします
れば自分たちとは縁もゆかりもない問題
なんだからやはり心配ないのだ、子孫
のために民族のために是非守らなけれ
ばならぬのだといふ協力の心組みをは
つきりさせるために私はこれをお加
へになることが當然と思ひますが、そ
の点をもう一度。それから今の電源爆
発の問題も御答へ願ひたい。

○政府委員(関西君) 外患の点につ
いてのお尋ねの御趣旨は誠に御尤もと思
ふのであります、これにつきまして
は先ほどお答え申上げたような事情に
よりまして、当面のことは一応これだ
けが相當ではないかといふふうにか
つていたした次第であります。

電源につきましては、なおこの点に
つきましては御質問の趣旨もあ
るからして検討して見たいと思
はるわけでありまして、なおその電源につ
きましては、私もおつしやいませんけ
れども、國民にもこれだなどといふこ
とはわかんないと思ひますが、これをお加
へにならなかつた理由。もう一つ例を申
上げますれば、私も破壊活動として
電源の爆発ということが非常に宣伝も
され、又心配もされておるのであります

い、陰謀等も非常に危険なのでありま
して、これをお加へになれば、これは
重いほうを加へるのでありますからち
つとも私はそういう基本的人權との問
題はないと思ふのであります、これ
を加へることによつてこの法案の目的
がはつきりするのじやないか。そ
ういふ点においてそれを考慮したために却
つて、いやしくも私は言論機關、労働
組合その他がこの法案に觸れることは
なさらないと信じておられますが、特
に外患といふことがはつきりします
れば自分たちとは縁もゆかりもない問題
なんだからやはり心配ないのだ、子孫
のために民族のために是非守らなけれ
ばならぬのだといふ協力の心組みをは
つきりさせるために私はこれをお加
へになることが當然と思ひますが、そ
の点をもう一度。それから今の電源爆
発の問題も御答へ願ひたい。

ておくのが諸般の事情から見ても一応相当ではないかというふうに考へてこのよう規定にいたしました次第であります。

○左藤義詮君 二号の汽車、電車等往來危険の考慮で触れているのでありますが、そうしますれば爆発物を使わなくても私は電源を破壊するとか、或いは発電所を急遽にいろ／＼な発電を不能にするようなことができないかと思ふのであります。そういう点を私は加へますと、これも或る政党の狙つてゐることを国民に知らしめるのに非常にはつきりすると思ふのであります。

只今外患に對して非常に遠慮的な御答弁でありましたが、北海道等におきましては内乱と相呼応して、どこから落下傘部隊が来るのだとか、或いは海岸へいろ／＼な応援が来るのだというやうな類りにデマが飛ばされてゐるのであります。デマにとどまらずに相當これを心配してゐるようでありまして、そういうことをはつきりと私は外患に關する罪といふものをもう一度なげ遠慮なさるのか、お加へになる意思はないのかどうか、それを伺います。

○政府委員(吉河光實君) お答え申し上げます。將來の危険を考へられまして只今の御質問は大変御尤もな点があると思ふ。この点につきましては私どももいたしまして更に検討をいたすことにいたしましたと思ひます。

○左藤義詮君 特定の共同目的を達成するための組織的結合体、非常にむずかしいと思いますが、そういうものの決定に従ひまして組織的に教壇から、或いは壇上から講義しなくてもゼミナール、その他学生の指導もございしますが、そういう方法によつて学生の暴力活動の教唆或いは扇動するやうな教授

或いは教官、こういうものが個人として言うならば本法の三十七条ですか、若しそれがわかればその団体は規制を受けると思ふのであります。こういうものをあなたがたが調査して発見する方法があるかどうか。この間も警官が大学に入つて問題があらわれたが、大学の自治、學問の自由といふものと、この間において、どういう方法において……これは一番私は親として子供のことを心配いたします上からも、又民族の希望であります若し若し……今朝も毎日新聞にもそういうやうな問題ございしましたが、過ちに陥らぬやうな調査せられるのであります。この調査が大学の自治或いは學問の自由といふものと非常な摩擦を起す心配はないかどうか。どういふ具體的な方法を考へておられるか、伺つておきたい。

○政府委員(吉河光實君) 学校におきまして教育を振興いたしまして、この法案に規定するやうな宣伝、扇動を行う、勿論その実質は違法な行為であります。かような行為が行われた場合には、捜査の端緒がどこに現われるかどうか。そういう事実があつたといふことを疑ふべき捜査の端緒、調査の端緒がどういふふうにして現われるであろうか。その端緒が現われなかった場合には、調査することは当然のこととございします。私ももといたしましては、学校当局者と從來からも随時いろ／＼な点につきまして御連絡申上げております。又、学生諸君の中から自発的な申告を受ける場合もございします。かような面

から端緒が現われました場合におきましては、当然調査を進めるといふ建前になつておる次第であります。問題は學校當局との間の隔りのない、相互の立場を考えた御協力といふことが非常に必要だといふふうに考へております。比較的この面におきましては、從來からも割合に円満に行われておる次第でございします。

○左藤義詮君 最近起りました警察と大学との事件から見まして、特務局は別だとおつしやるかも知れませんが、私どもの受取ります印象では比較的円満ではないように思ひますが、よほどその点は、今後努力なさいますと、學問に對し、或いは學者に對し、若い學生に對する理解を持つて、そうして手を携へて國家の治安を守つて行かうという、よほどの私は深い人間的な繋がりがございせんかと、事実上は非常に困難である。すぐ調査をしようとする、忽ちにしていろ／＼な摩擦を起し、感じやすい學生をしてついさういふことに傷つけるやうなことになるはしないか。この点は今非常に樂觀したやうなお話であります。私は必ずしもそれは考へないものでありまして、この点につきましては總裁がもう一度それに対する十分な努力をして、今のやうな甘い考へではないが、十分努力するといふ御所信を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 最近の學生と警察官の対立と言ふか、摩擦は誠に遺憾千万と私は考へております。私はこの前も或る機会に申上げたのでありますが、警察官も人の子であります。而も最も重要な國家治安の任に當つておる人でもあります。仮に警察官

が三日その職務を全國でストップしたならば、その結果はどうなるか。恐らく日本の治安といふものは維持できないだらうと私は考へております。強盜その他の各種の犯罪が巷に横行するであらうと思ひます。警察官の必要性和いふものは、私は空氣のやうなものである。皆この警察官が活動して我々の治安を守つてくれているので、余りに安易に我々は生活してゐるのではないかと、私はそう思つておる。もう少し警察官に對しての國民の同情といふものがあつて然るべきであらうと私は考へております。行過ぎもありません。人間は神様じやありません。多少の行過ぎは、これは十分な説得を以てこれを是正してやるべきであらうと思ひます。その点において、私は警察官に對して國民がもう少し理解ある態度を持つて欲しい。學生諸君に對しましても私はそのことを申し上げておきます。學生も人の子であり、警官も人の子である。もう少しお互いに寛容の態度があつて然るべきであらうと考へております。とかく學生は、私は常に言つておりますが、レジスタンスを持つております。私も長年の間學生の生活をして来た一人であります。十分に學生の心理は把握しておるつもりであります。子供も皆學校を卒業いたしました。子供も學生の気分を味わつております。このレジスタンスの気分がなければ、子供は発達しないのであります。これを十分に伸ばしてやりたい、いいほうに伸ばしたい、そうして立派な寛容味のある人間、精味のある一つの間を完成して行くことが一番必要であり、又我々がさうな方向に青年を指導することが一番肝要であらうと思ひます。

そこで最近の學生と警官の問題であります。お互いにも少し人間味があつて私はよろうと考へております。警察官も勿論行過ぎの点もあつたであらう。學生の間にも行き過ぎがあつたであらう。併し私は決して前途は悲觀しておりません。必ずや相互の理解がその間に生じて、學生は立派な青年となり、社會人となつて行きましよう。警官も又國民に信頼される警察官となつて行くことを期待してあります。さうな意味を以ちまして、互いに人間としての理解を持ち合ふといふことであれば、必ずや私は円満に運んで行くものと信じて疑いません。雨降つて地面まるであらう。

最近の學生と警察官とのあの摩擦事件が不幸にして起りましたが、その後における状態は、漸次いいほうに向つております。最近にも私は矢内原總長にも會つたのでありますが、最近における東大の學生の気分も、曾つての學生の気分とはよほど變つておるやうな状態であると承つております。かような意味合いを以ちまして、漸次互いに理解し合ひ、その間に調整を以て行くならば、私は必ず円満に運ぶものと信じておる次第であります。

○左藤義詮君 大学内における本法違反の調査については、当局と連絡をとり、通報を待つとか、或いは學生、教授等の申告を受けてという特務局長のお話、御答弁でありましたが、申告といふことであります。ひと頃これはどの指導でありますか、脱税者を通じていたしまして、それに対して褒賞を与えるといふことがございまして、非常なこの國民の気分を暗くいたしました

○左藤義詮君 特定の共同目的を達成するための組織的結合体、非常にむずかしいと思いますが、そういうものの決定に従ひまして組織的に教壇から、或いは壇上から講義しなくてもゼミナール、その他学生の指導もございしますが、そういう方法によつて学生の暴力活動の教唆或いは扇動するやうな教授

或いは教官、こういうものが個人として言うならば本法の三十七条ですか、若しそれがわかればその団体は規制を受けると思ふのであります。こういうものをあなたがたが調査して発見する方法があるかどうか。この間も警官が大学に入つて問題があらわれたが、大学の自治、學問の自由といふものと、この間において、どういう方法において……これは一番私は親として子供のことを心配いたします上からも、又民族の希望であります若し若し……今朝も毎日新聞にもそういうやうな問題ございしましたが、過ちに陥らぬやうな調査せられるのであります。この調査が大学の自治或いは學問の自由といふものと非常な摩擦を起す心配はないかどうか。どういふ具體的な方法を考へておられるか、伺つておきたい。

○政府委員(吉河光實君) 学校におきまして教育を振興いたしまして、この法案に規定するやうな宣伝、扇動を行う、勿論その実質は違法な行為であります。かような行為が行われた場合には、捜査の端緒がどこに現われるかどうか。そういう事実があつたといふことを疑ふべき捜査の端緒、調査の端緒がどういふふうにして現われるであろうか。その端緒が現われなかった場合には、調査することは当然のこととございします。私ももといたしましては、学校当局者と從來からも随時いろ／＼な点につきまして御連絡申上げております。又、学生諸君の中から自発的な申告を受ける場合もございします。かような面

から端緒が現われました場合におきましては、当然調査を進めるといふ建前になつておる次第であります。問題は學校當局との間の隔りのない、相互の立場を考えた御協力といふことが非常に必要だといふふうに考へております。比較的この面におきましては、從來からも割合に円満に行われておる次第でございします。

○左藤義詮君 最近起りました警察と大学との事件から見まして、特務局は別だとおつしやるかも知れませんが、私どもの受取ります印象では比較的円満ではないように思ひますが、よほどその点は、今後努力なさいますと、學問に對し、或いは學者に對し、若い學生に對する理解を持つて、そうして手を携へて國家の治安を守つて行かうという、よほどの私は深い人間的な繋がりがございせんかと、事実上は非常に困難である。すぐ調査をしようとする、忽ちにしていろ／＼な摩擦を起し、感じやすい學生をしてついさういふことに傷つけるやうなことになるはしないか。この点は今非常に樂觀したやうなお話であります。私は必ずしもそれは考へないものでありまして、この点につきましては總裁がもう一度それに対する十分な努力をして、今のやうな甘い考へではないが、十分努力するといふ御所信を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 最近の學生と警察官の対立と言ふか、摩擦は誠に遺憾千万と私は考へております。私はこの前も或る機会に申上げたのでありますが、警察官も人の子であります。而も最も重要な國家治安の任に當つておる人でもあります。仮に警察官

が三日その職務を全國でストップしたならば、その結果はどうなるか。恐らく日本の治安といふものは維持できないだらうと私は考へております。強盜その他の各種の犯罪が巷に横行するであらうと思ひます。警察官の必要性和いふものは、私は空氣のやうなものである。皆この警察官が活動して我々の治安を守つてくれているので、余りに安易に我々は生活してゐるのではないかと、私はそう思つておる。もう少し警察官に對しての國民の同情といふものがあつて然るべきであらうと私は考へております。行過ぎもありません。人間は神様じやありません。多少の行過ぎは、これは十分な説得を以てこれを是正してやるべきであらうと思ひます。その点において、私は警察官に對して國民がもう少し理解ある態度を持つて欲しい。學生諸君に對しましても私はそのことを申し上げておきます。學生も人の子であり、警官も人の子である。もう少しお互いに寛容の態度があつて然るべきであらうと考へております。とかく學生は、私は常に言つておりますが、レジスタンスを持つております。私も長年の間學生の生活をして来た一人であります。十分に學生の心理は把握しておるつもりであります。子供も皆學校を卒業いたしました。子供も學生の気分を味わつております。このレジスタンスの気分がなければ、子供は発達しないのであります。これを十分に伸ばしてやりたい、いいほうに伸ばしたい、そうして立派な寛容味のある人間、精味のある一つの間を完成して行くことが一番必要であり、又我々がさうな方向に青年を指導することが一番肝要であらうと思ひます。

そこで最近の學生と警官の問題であります。お互いにも少し人間味があつて私はよろうと考へております。警察官も勿論行過ぎの点もあつたであらう。學生の間にも行き過ぎがあつたであらう。併し私は決して前途は悲觀しておりません。必ずや相互の理解がその間に生じて、學生は立派な青年となり、社會人となつて行きましよう。警官も又國民に信頼される警察官となつて行くことを期待してあります。さうな意味を以ちまして、互いに人間としての理解を持ち合ふといふことであれば、必ずや私は円満に運んで行くものと信じて疑いません。雨降つて地面まるであらう。

最近の學生と警察官とのあの摩擦事件が不幸にして起りましたが、その後における状態は、漸次いいほうに向つております。最近にも私は矢内原總長にも會つたのでありますが、最近における東大の學生の気分も、曾つての學生の気分とはよほど變つておるやうな状態であると承つております。かような意味合いを以ちまして、漸次互いに理解し合ひ、その間に調整を以て行くならば、私は必ず円満に運ぶものと信じておる次第であります。

○左藤義詮君 大学内における本法違反の調査については、当局と連絡をとり、通報を待つとか、或いは學生、教授等の申告を受けてという特務局長のお話、御答弁でありましたが、申告といふことであります。ひと頃これはどの指導でありますか、脱税者を通じていたしまして、それに対して褒賞を与えるといふことがございまして、非常なこの國民の気分を暗くいたしました

○左藤義詮君 特定の共同目的を達成するための組織的結合体、非常にむずかしいと思いますが、そういうものの決定に従ひまして組織的に教壇から、或いは壇上から講義しなくてもゼミナール、その他学生の指導もございしますが、そういう方法によつて学生の暴力活動の教唆或いは扇動するやうな教授

であります。先日も総裁は投書等を含めて用いないと……併し事実上私は警察或いは検察庁で事件をやっておりますのが、非常に投書によるのが多いということを私も聞いておるのではありませんが、極端な例になります。が、独裁国ではお互いに口を滅して、お互いがスパイやないか、親子互いに疑い合うというようなことになりました。これは私は非常な、犯罪を一方では防ぐと共に、一方では国民を非常に暗いものに追い込んでしまふということになりますから、この点につきましてははよほどそういう点を御注意なさらないと、調査の端緒を申告に待つ、現在でも相当の情報を集めておられるようでありまして、先ずお伺いしますが、現在情報を集めるために一ヶ月どのくらいの費用を使っているのか。今度公安調査庁ができましたらどのくらいの費用、予算を以て情報をお集めになるか。申告等についてはやはり相当の褒賞をお出しになるおつもりであるかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。公安調査庁におきましての予算はまだきまつていないのであります。従来私も情報並びに調査の面におきまして使用いたす予算は、褒賞費並びに調査委託費、この二通りの種類の金になるのであります。これが公職追放令、それから団体等規正令が運用されておりました時代におきましては、両法令につきましてこれらの予算が認められていたものであります。その総額は、先般申上げました通り、月額約七百万円近い額でありました。公職追放令が先年度を以ちまして大体廃止されましたので、現在におきましてはその半額の支給を受けているわけでありまして、予算面におきましてはその半額の支給が計上されているわけでございます。公安調査庁におきましての予算額はまだきまつておりません。

○左藤義詮君 どのくらいの予算を御要求になるおつもりでありますか。

○政府委員(吉河光貞君) 大体先ほど申しました前年度程度の予算を頂戴したいと考えております。

○左藤義詮君 先般総裁は、申告、投書等についてははよほど滅しめなくてはならないという御意見であつたのであります。只今の政府委員の答弁では申告を主とする。そこに相当の矛盾があると思つております。特に検察或いは警察等におきまして、捜査の主任は検察であります。場合によつては捜査をされていく。場合によつてはそれでも捜査令状まで請求しておられる。これに対してははつきり住所、氏名を明らかにしたものでなければいけません。これに對してははつきり住所、氏名を明らかにしたものでなければいけません。かめないうで匿名の人を傷つけるようなことによつてもそれが度重なれば動くという実例を聞知しているのではありませんが、こういうことは一切今後どこかではつきり線を引いて、例えば人を陥れるような匿名のものによつては一切動いてはいけない、そういうものは一切無視してしまふというふうな部下に對して一つの通告をなさるおつもりがあるかどうか、一つ承つておきたいと思つております。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は先般の委員会の席上でも申上げた通り、無責任ないわゆる通報、申告というふうなものに動かされてはいけないといふことは、今でもその信念において変わらなせん。さうなことにあります。非常には暗い政治が行われるのであります。従来から私は無名の投書なんかには動かされてはいかんとすることは常に注意してあります。特務局長が申しましたのも、そういう無名のいわゆる申告というのじやありませんので、責任を持つた申告と私は了解いたしてあります。将来とも確実な責任を持つた申告に基いて運営して行きたい、こう考えております。

○左藤義詮君 検察庁にその通告をなさる御意思がどうあるかどうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は正式の指令は出しておりませんが、常に集会の席上で私の意のあるところをしばしば繰返しておるわけでありまして。

○左藤義詮君 この法案第三條の二にございまして団体というのには地方公共団体は含まれていないという御答弁が前にあつたと思つておりますが、さういふと、全村が破壊活動を継続的にやろうとしている、例へば赤い村といふやうなものがよくあつたのであります。が、そういう場合にはこの法律では賄えないことになるのであります。或いはやはりさういふものに対して規制を加える意思があるかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のやうな場合におきましては、大体その村内の住民の大多数が一つの破壊的な団体を結成いたしまして、その団体の活動として破壊活動を行うという場合はないかと考えられるのであります。かような団体に対しては規制をかけることができるものと考えております。

○左藤義詮君 時間が来ましたからもう一つだけ。公安審査委員の人数でございますが、委員補佐は三人置かれますが、委員長及び委員四人というのは或いはこういう問題の性質からいって少いじやないか。これは十分な審議を期するために若干増員をするやうな御意思があるかどうか。なお委員長も委員も総理大臣が任命するのであります。委員を選んではその中から委員長を互選するやうなふうに改める御意思はないかどうか。この二点について伺いたいと思つております。

○國務大臣(木村篤太郎君) 委員の数はありますが、大体警察の国家公安委員も五人でやつてゐるのであります。五人くらいがこれを運用するのに極めて適當かと、こう考へて原案を作つた次第であります。それから委員長は別に互選でなく、内閣総理大臣或いは法務総裁がやるといふことになつております。これは互選より、委員長はつきりきめて初めから任命されることのほうがその人選その他について妥当じやないかという考慮からさうにしたわけでありまして。

○左藤義詮君 なお若干疑問の点がございまして、又逐条審議のときに譲りまして、時間が参りましたので、これで私の質疑を終ります。

○長谷山行雄君 本法案の審議に当たりまして最も重要な点、本法の規制並びに罰則の適用の対象となるところの暴力主義的破壊活動の意義と内容を明記すること、それから本法のやうな治安立法が日本の現状において果してその制定が必要であるかどうかといふことにあると思つております。又それと同時に、本法案のごとき法律が若し濫用されることになれば、憲法によつて保障された大権自由に対しまして重大な侵害の虞れがあるので、さうな濫用の防止策と大権自由に対する保障が本法案自体の中に十分考慮されて取り入れられているかどうかという点だと思つておるもので、さうな点につきまして御質問申したいと思つております。持し時間が今日少いので、成るべく重複を避けて簡単に二、三質問申上げたいと思つております。

先ず本法によつて取締らうとするところのこの破壊活動の内容は第三條によつて規定されておりました。この三條の解釈につきましてはこれまでいろいろ論議されておりました。その解釈並びに立法の趣旨はほゞ明確になつたやうであります。本法で一番今問題となつてゐる中心は暴動の点だと思つてゐるので、この点に關しまして二、三質問申上げたいと思つてゐます。

先ず暴動の意義、暴動に關しましてはこれまでたび／＼政府に對しての説明もあつた。又この暴動といふ字句はすでに明治十七年に制定された暴発物取締罰則にも規定せられ、そのほか公職選挙法とか或いは税法、それから新聞紙法等にすでに国内においても立法例がいろいろありまして、それに対する判例學説もあつて、その意義は明らかにされておるのであります。が、この第三條の第一項第一号のロとの關係において明確にして頂きたい点があるのではありません。それはこの第一項第一号のハには「イに規定する行為の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性又は必要性を主張した文書」と規定してありますが、この正当性等の主張とそれからロに規定するところの暴動とはどういふふうな

違ふか。つまりハの文書の印刷とか頒布、公然掲示も扇動の中に入るのでないかと。いふふいふ見解を述べられておる向きもありますので、この点を一つ明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(関之君) お答えいたします。ハの実現の正当性若しくは必要性を主張するということは扇動とは異なるわけでありまして、扇動は前項までにお答えいたしましたがごとき意味でありまして、この実現の正当性若しくは必要性を主張するということはいわばこの号に規定する行為の宣伝行為、扇動なくして宣伝行為に當るものと、こう考へるのであります。

○長谷山行蔵君 それはこの前からの説明で、そういうふうな抽象的にはわかつておるのですが、実はもう少し具体的に説明して頂きたいと思ひます。まあその程度にいたしまして、要するにこの文書を取締るということとは、これは先般公聴会における公述人の共同通信の牛島さんだつたと思ひますが、文書だけで扇動が起つたことではないといふふいふことを言われたのであります。さういふ意味からして、こゝうした文書まで取締る必要がないではないかといふことを言われたのであります。恐らくこゝうした文書を取締るといふことは現在共産党等で企図しておる内乱の意識革命というところに対してするためにかような文書を取締るのだと思ふのであります。この点につきましても、世間の危機を招いておると思ふのであります。こゝうした文書が現在の国内治安にとりましてどんな影響を持つかということについて法務総裁の御見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 現実に共産党員が配付いたしております種々な文書がございます。これは恐らく皆つてお目にかけたことがあるかと私は考へております。さういふ文書が広汎に配付されまして、さうしていろいろ頭の固まらない人たちにそれが読まれる。さうしてそれに多大の影響を与えらるゝということは国家治安の上から見ても極めて危険なことであるのであります。

○長谷山行蔵君 この扇動ということとは現在の事態に鑑みまして非常に恐るべき実害的な結果を引起す危険性が極めて大きいことを我々は感じておるものであります。最近の諸外国における治安立法には多くこの点がいろいろ論議せられて、これを処罰しておるようでありまして、その立法例について本案審議の参考のためにお聞きしたいと思ふのであります。先ず昨年ドイツ刑法の一部が改正せられたやうであります。ドイツは現在我が国と国情も比較的似ておる点もあります。で、先ずそのドイツの破壊活動取締に關する立法の動向、殊に扇動に關する立法例についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(関之君) お尋ねでございます。まず、これは私もこの法案の立法の一応参考といたしましたドイツの事例につきましても知つておるところを申し上げたいと思ふのであります。特に問題扇動等の点に集中いたしました。お答えしたいと思ふのであります。ドイツの刑法は議論の立て方は丁度日本の刑法と同じであります。教唆犯を規定しておりますが、これは本犯が実行した場合にこれを処罰するといふのが日本のごとく基本的な建前であります。こゝういふ原則のほかに次のような注目すべき規定があるわけでありまして、一つは重罪に該当する行為は独立にこれを処罰するといふことがあつたわけでありまして、この重罪と申しますのは法定刑として死刑があるとか、或いは一年以上の刑に処するとかいふようなことが刑法に定められておりますが、とにかくさういふ重罪について扇動行為、これは独立に罪として規定してあるわけでありまして、次に重罪を犯すこと、又はこれに加盟すべきことを提言する、これは扇動とは違ふのであります。要するにさういふことをこゝから提言するといふその言葉が独立的にこれを処罰してゐるわけでありまして、又公然多衆の面前又は文書によつて法令又は官憲の命令に服従しない、さういふことを扇動することとを独立罪として処罰してゐるわけでありまして、又一般的に犯罪の扇動といふことにつきましても規定がございまして、さうしてこれは扇動によつて結果が生じた場合と、全然結果が生じない場合との二つに區別いたしまして、結果が生じた場合は重く、全然結果が生じない場合は軽く、これを犯罪として処罰してあるわけでありまして、かようなことが今までの刑法の中に盛り込まれておる教唆のほかに扇動を独立罪として処罰してある事項であります。その言葉もこれは教唆はドイツ語の法令を見てみますとアンシニチフテンといふ言葉を使つていますが、扇動であるとか、提言であるとかいふのはアウフフオルデルンとかエルビーテンといふ違つた言葉が使つておりました。やはり日本における教唆といふ言葉のほかに

各種の扇動或いは提言といふ言葉を使つて、犯罪が実行されなくてもその言葉自体だけを処罰してゐるというのがドイツの刑法では見られるのであります。以上が今日までのところでありましたが、昨年の八月平和条約の成立を見越しまして、ドイツでは刑法の改正をいたしたのであります。それはどういふ点を改正したかと申しますならば、一九四六年占領軍がドイツを占領したときに、内乱に關する一切の規定の削除を命ぜられたのであります。それが全部削除されまして、新たに平和条約の成立を見越しまして、やはり独立国家としては内乱罪規定がなければならぬといふことに相成りました。内乱の規定を何条かに互ひまして新たに挿入したものであります。その中には内乱の破壊活動に關する罪につきましても注目すべき規定があるわけがございます。そこで先ずその中に一条をいたしまして内乱罪についてそれを構成要件とするやうな文書、そして録音盤、図画若しくは製作物の出版、製作、頒布若しくは頒布目的の所持といふものを新らしい規定によつて処罰してゐるわけでありまして、そして又このやうな内容を有している表示物又は製作物、映画、放送、録音盤若しくはその他光学的な複製、これは字裏などを意味していると思ふのであります。光学的な複製によつて頒布するものを新たに処罰してゐるわけでありまして、かように広い内乱に關する扇動行為、そして今申し上げたやうな文書、録音盤、図画若しくはその他の製作物、さういふものの出版、製作、頒布、頒布目的の所持といふものを広範に処罰することになつてゐるのであります。

○委員(小野義夫君) ちよつと速記をとめて……

○委員(小野義夫君) 速記を始め……

○長谷山行蔵君 これも先般公述人等において述べられたこととあります。が、新聞の社説とか、時評、短評などの執筆者はことごとく政治上の主義、施策の推進、支持或いは反対をやつてその扇動を職業的に行なつておるものだ、かようなことが扇動といふ字句によつて取締られることになれば言論界が非常に萎縮……圧迫されることと考へるのだ。これが非常に心配だといふやうなことを言われており、又世間一般でもどうもさうした危機が持たれてゐるやうであります。併しこれは

私はさような場合は本法に触れるものではないと思うのですが、殊に本法の立法の趣旨と本案の良識ある運用によつてはかような心配がないのですが、一般世間でさような危惧を抱かせてまづこの扇動というものを取締らなければならぬという点について一般国民が納得するように法務総裁の御所信をこの際はつきり明確に述べて頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 新聞報道関係においていへば、危惧されておるという点であります。私はよくこの法案の趣旨を理解するならばさういふ危惧というものは一掃されると考へております。もとより報道機関は政府の施策に対して批判し、或いは時によつて攻撃することは自由であります。而して自分の信ずるところの政策を推進することもこれ又自由であります。これは新聞報道の私はむしろ任務と考へております。併しなから政策を批判したり、或いは攻撃したりすることを超越して、その目的のために、本法に規定しておりますような破壊活動を扇動するということとは私はおおよそあり得ないことと考へております。常識上……。

殊にこの第三条にきめましたのは、これは刑法上御承知の通り兇悪犯罪の特別の類型をなしておるものであります。かような犯罪を扇動するといふようなことは常識上あり得ないところであるのであります。而してこの扇動といふことについては私は非常な危険性があると存じます。御承知の通り教唆であればその特定の人に対してのいわゆる唆しであります。扇動は多衆に対しての一つの何と言いますか煽りであります。これが危険なのであり

ます。具体的に申し上げますと、これは小さいことではあります。この間のメーデーあたりでありまして、或る種の危険分子は大家の中に隠れておるのです。そして突然出て来て群衆を煽りおる。そして又群衆の中へもぐつて逃げ込んで、それをしばしば繰返す。こういうことが最も私は危険性が多分に包蔵されておる。これは極く瑣末な例に過ぎませんが、多衆を相手としていへば法律的に申しすれば、中正の判断を失わせて、そしてここに犯罪の決意をなさしめる、又すでに決意を持つておる者を更に助長させるというようなことは極めて治安の面から見て危険至極なものであります。この扇動といふことに私は本法の重点があると思ひております。扇動によつて如何に国家のいへば治安が乱れるかということはおおよそ私は想像できる。さつき御引用になりました公職選挙法あたりにおいての扇動、あれなんかも大きな役割を果たしておるのであります。さういふ点から見ましてこの扇動ということは最も我々は重大視しておる。ソヴィエトの反革命法におきましてもちやんと扇動という文字が使つてあります。中国の反革命法例においても扇動という文字を使つてあります。こういう類型の法案を見まして扇動という文字のないところはあります。扇動こそ私は最も危険なものと考へておる次第であります。

○長谷山行蔵君 私法務総裁と同様の意見を持つものであります。これに關連いたしまして第四条の第一項の第二号の機關誌紙の問題について伺ひたいと思ひますが、これは法務総裁がおいでにならなくてもよろしいですか

ら……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 甚だ恐縮ですが、それでは……。

○長谷山行蔵君 この機關誌紙という定義はこの法文の中に括弧に入れて「団体」がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう」といふふうに定義してあるものであります。が、この概念が必ずしもどうも明確に具體的にされてないのじやないかと

思ひます。で何うのであります。我々は新聞紙の種類は一般的に通俗的には一般紙と業界紙或いは機關紙、特殊紙と區別せられていふように思つておるものであります。が、私は朝日であるとか、毎日、読売、時事、東京或いは日本経済とか産業経済といふような新聞紙はこのうちの一般紙に該当するもので、これらの新聞の会社或いは法人の定款等を私はよく見ていないのであります。が、恐らくその目的といふものは同じようなものではないかといふふうに思われるのであります。が、これがいへばこのことには機關誌紙に入るかどうか、この点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。結論から申し上げますと、一般の一般紙その他の商業紙はこの機關誌紙には入らないものと考へております。只今御質問のように現代における一般の新聞は、不偏不党の立場と万人に読まれるための編集といふことを建前にして、発達いたしました。一般の新聞は、只今定款の御指摘がございましたが、いづれも定款等におきまして新聞の発行自体を目的とする企業体によつて経営されておるわけでありまして、

かような立場から今日言論、報道界におきましては一般紙、それから業界紙、特殊紙或いは機關紙といふように區別を立てましてこれを取扱つておるのが実情でございます。この実情、この実態はやはりこの本法案における機關誌紙の解釈についても当然適用されなければならぬと考へております。この法案におきましては、特定の共同目的を持つて団体がその目的なり、主義、方針なりを主張し或いは宣伝するために団体の活動の一環として重要な文化的な手段といたしましてかような新聞形態の刊行物を発刊してその目的を達成する、かういふところに機關紙の特色があると思へておる次第であります。今日只今お尋ねのごとき一般紙その他の新聞は新聞の発行自体が目的であり、さういふことを目的とする企業体によつて経営されておる、背後団体の主義なり、目的となりを宣伝するといふような立場にはないものと考へております。併しなから独立した一般紙の形態とか或いは業界紙の形態をと

りながら、實際におきましては背後団体の管理の下にその背後団体の目的を達成するといふ役割を實際に演じておる場合があります。形式の如何にかかわらずこれは機關紙と實際に認められなければならない、かように考へておる次第であります。

○長谷山行蔵君 極めて明快な御答弁を得まして、同じくこの第二号の三行目にある「当該機關誌紙を統括して印刷し、一云々とありますが、この当該機關誌紙といふのは、例えば或る団体が機關誌紙を三つなら三つ出しておる場合に前に破壊活動を行なつた、その機關誌紙といふことであらうと思ふので

すが、この点は如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通りであります。この点につきましてはその機關誌紙が問題になりますので、先般伊藤委員から機關誌紙の同一性について政府の見解を述べようという御質問がございました。留保答弁になつておるのであります。後日これを申し上げます。と考へております。

○長谷山行蔵君 機關誌紙の同一性につきましては、それは今後の御答弁を伺ふことにいたします。先ほど外国の立法例につきまして伺ひましたが、ドイツの点は明らかにされましたが、アメリカにおきましては、国内安全保障法や、スミス法などこの扇動のみならず唱導とか唆唆とかいへば、言葉が使われていふやうであります。が、これを本法の扇動と対照して一つ御説明して頂きたいと思ひます。なお先ほど法務総裁からもソ連や中共の立法例についてもちよつと触れられたやうですが、それも併せて簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(関之君) 先ずお尋ねのアメリカの場合について御説明いたします。一般にドイツやフランスの大陸法系に比較いたしまして英米法系におきましてはこの教唆の罪につきまして考へ方が根本的に違つておるのであります。大陸法系の考へ方におきましては、日本の刑法と同じやうに人を教唆して犯罪を實行せしめた場合のみには教唆罪を以て処罰するといふことが、それが犯罪を犯させる言葉を罰する原則であるわけでありまして、ところが英米法系においては、犯罪は重罪、反逆罪、軽罪の三つに區別して分けまして、反逆罪につきましてはこれを扇動

したり、或いは宣伝したり、或いは教唆したり、まあ言葉はいろ／＼ありましようが、要するにそれを犯させるように仕向ける言葉の一切をそのままで処罰する大陸法系の考え方で、そこが根本的に違っているわけでありまう。そこで米國は申すまでもなく英法の流を汲んでゐるものでありまして、従つて犯罪を反逆罪と重罪と軽罪の三つに分けておりました、そうしてこれでは反逆的な行為と重罪の行為についてはもう煽動行為それ自体としても犯罪として処罰してゐるわけでありまう。ところが然らばこの煽動とかというやうな言葉は一体どういうように使われているかと申しますと、これは御承知のごとくにアメリカの各種の判例或いはスミス法であるとか、或いはアメリカニューヨーク州におけるところの無政府主義の取締法であるとかというやうな法令を調べて見ますと、それだけに現われてゐる言葉でも十種類くらいあるわけでありまう。その言葉は例えて申しますとアベット、アドヴォケート、インサイト、エンカレッジ、プロヴォーク、アージュ、カウンスル、アドバイス、テイーチというやうなふりにいろ／＼言葉が、日本の或いは教唆と訳し、或いは煽動と訳せるやうないろ／＼な言葉を全部法案の中に並べてゐるわけでありまう。これは日本の教唆煽動というこの議論と比較いたして見まして誠に注意すべき現象でありまして、なぜそういうふうになつて言葉でこれを日本語に訳して見ると、アベットの中に煽動と訳し或いは教唆と訳し、教唆し或いは煽動するといふやうな日本語の訳があるのであります。又このアドヴォケートはこの

いろ／＼主唱し指導するといふのに當るわけでありまう。インサイトは激務する、煽動する、とにかく犯罪を犯させるやうないろ／＼な言葉を殆んどすべてここに並べてあるといふことになり、これだけで処罰されるということになるわけでありまう。そこでなぜこゝろにふうなことがアメリカにおいて行われてゐるかとお申しますと、これは議会の立法理由書までは手を経ていませんが、いろ／＼あの本この本などを見まして私推定いたしますのに、恐らく被告人にお前はアドヴォケートした、いや私はインサイトしたのであるといふふうな遁辭を弄して自分の罪を逃れようとするから、それであらゆるいろ／＼の言葉を並べて全部のやうに犯罪を犯させるやうな一切の言葉を取締るといふところが眼目ではないかと思ふのであります。そこでこれはこの法案に關連いたしまして御審議の御参考までに申上げた点であります。が、申上げたごとくに、英米法におきましてはすべて重罪の煽動といふやうなことはそのままでもう処罰されてゐる。どこでこの法案第三条に規定するこの罪は果して英米法的な眼から見るとこれが重罪に當るかどうかという問題になるわけでありまう。そこで第三條一項一號の刑法内乱罪の規定、これは申すまでもなく重罪以上の重い反逆罪の規定でありまして、かような行為の煽動とか教唆といふことはこれだけで処罰されることになるわけでありまう。

次に騒擾の罪であります、これはアメリカの例を調べて見ますと、或る州によつては重罪に規定され、或る州によつては輕罪に規定されるというやうな実情になつてゐるのであります。それからロからチまでの行為、かような行為はすべて重罪になつてゐるといふのが英米法の実際の取扱のやうであります。そこで米國の日本のこの煽動との關連にお話いたしますならば、勿論一號反逆罪の煽動であるとか、二號におきまして騒擾をしてロからチまでの行動の煽動とかいふやうな行為は向うにおきましてはこれは普通法上當然にもう犯罪とされてそれ自身処罰されてゐるといふやうなことに相成つてゐるのであります。これが米國の実情と、そうしてこの本法案との關係において御理解をお願いいたしたいと思ふ点であります。

次はソ連の場合であります、これは最近の刑法といふのが手に入らず一九三三年版の刑法の本がありましてそれを調べて見ますと、この教唆罪といふやうな点については大体その大陸法系的な、フランス法的な考え方をとつておられます。やはり教唆は相手方が実行した場合にそれを処罰するといふのがその原則になつてゐるわけでありまう。ところがこの原則に對しまして重大な制限があるわけでありまして、それは事いやくも反逆罪、これはソ連の政權を倒してしまふ、ソ連の政府を根本から倒して他の政權を立てるといふやうな、こゝろに反逆罪につきましてはそれに対する一切の煽動と宣伝行為を処罪する、而もその内容を有するあらゆるパンフレットとか、或いは標とか、文書の頒布であるとか作成、保管、こゝろに及ぶもので全部その保管それ自体だけでも処罰してゐるわけでありまう。これが一條あるわけでありまう。次にソ連におきまして

はこの反逆罪の次にソ連の政治方式に反する罪といふものが一條載つておりまして、これもソ連の刑法から見ますと極めて重大な罪の一種として掲げておられるわけでありまう。これはちよつと日本の類型はありませんが、要するに政府を侮辱したり政府の力を弱めたり、内乱までは考えないけれども、要するに政府の各種のやうなことを弱める反抗、反對するといふことを罪と規定してゐるわけでありまう。その中に注目すべき一つの規定といたしまして、民族的或いは宗教的敵愾心、或いは反抗心を刺激するために宣伝又は煽動したものを、そうしてかような一切のピラとか、或いはピラを作成し、印刷物を頒布し、保存する、かような一切の行為を犯罪として、そのことだけで処罰してゐるわけでありまう。そうしてなおこゝで我々が注意いたさなければならぬ点は、ソ連においてはその刑法十六條によりまして罪刑法定主義をとり扱つてゐるわけでありまう。それは次のやうな事項があるわけでありまう。「本刑法の條項に示されてゐない社會上危險な行為をなした者は本法のうちそれに最も近き條項により処罰する。」といふ規定が一本入つてゐるわけでありまう。これも反革命の各種の宣傳、煽動乃至は各種の宣傳、煽動は全部申上げたやうな二條で持つて行つて全部抑えられるといふことに相成りまして、これで申しますと、今日の日本の規定で申しますと内亂的な行為の各種の宣傳、煽動は申すに及ばず、いやくも政府に對する反抗、反政府の力を幾らかでも弱める、或いはこの政權を侮辱するとかといふやうな一切の行為がこの罪刑法定主義を徹底して

たこの十六條の規定の援用によりまして一切が及びしやつと抑えられるといふやうな規定に相成つてゐるのではないかと考えられるのであります。次に中共のお尋ねがありました、これは中共は今日特別なあゝ政治形態をとつておられます、又強力にその政權の維持を図らなければならぬとこの規定を設けてゐるわけでありまう。それは一九五一年の二月に中華人民共和國憲治反革命條例といふものが制定されて、これは要するに一切の反革命的な文書を全部処罰するといふ基本的な線をはつきりと打出したものでありまして、それで各種の実害的な行為を初めとして、この政府に對する、今ソ連で申上げたやうな政府を倒すのであるとか、或いはこれに對する反抗、反對するところの一切の挑発、煽動、宣傳、こゝろに及ぶものにつきまして三年以上の徒刑に処するといふやうになつてゐるわけでありまう。これはそれだけを讀んで見ますと、「反革命を目的とし、次の各項に該當する挑発、煽動等の行為ありたる者は三年以上の徒刑に処する。一、群衆を煽動し、人民政府の徵稅、徵糧、兵役、公役あるいはその他政令實施に反抗又は破壊したる者。二、各民族、各民主階級、各民主党派、各人民團體あるいは人民政府對人民の團結に對して挑発、離間策を弄する者。三、反革命的宣傳を行い、流言飛言を造出流布しある者。」こゝろに及ぶものが全部処罰される。而もなおこの規定において私どもが注意しなければならぬ点は、ソ連と同じやうに罪刑法定主義を徹底しておりまして、若しこの反革命的な行為

一、二点だけを伺います。
次に第十五条と十六条の関係であり

な点だと思つてお伺いいたします。今までの委員からも余り問題にされてい

るのであります。が、従ひまして、重複に互る点は極力避けまして、二つの

いうような程度の認識の下に立案に当
られたものかどうか、先ず以てこの点

お見通しに立つたものと考えられるのであります、この点におきまして

は、私も同様の感じを持つておる次第であります。およそ政治家は家に先んじて憂えなければならぬのでありまして、而して憂いあればこれに備えるところがなければならぬのも当然であるところなのであります。大体組織されたい大衆は暴力の前に全くの無力であります。又警察のごときもその背後に軍隊を持たない場合におきましては、計画的、又組織的な暴力革命の前には殆んど無力であることは古今の歴史に徴して明瞭であると考えられるのであります。かの一九一七年の十月のロシア革命の例を見ましても、スターリンが主筆をしておりました党機関新聞の工場閉鎖と、その機関紙の発行停止に官憲が向いました際に、初めて武装蜂起が行われたのであります。僅か一昼夜を経ました翌朝には、主都ペテルグラーフは王宮と軍司令部を除いては完全に暴力革命者の手中に落ちたのであります。これから考えましてもそれまでの氣運が醸成されるまでには、或る程度の日時を要することと考へられます。けれども、ひとたび武装蜂起してからは案外簡単にその暴力革命が成功する危険のあることを物語つておると考えるのであります。過般の五月一日のメーデー騒擾事件におきまして、若し皇居乱入の秘密指令が當時出ておりましたならば、当時の警察官の警備態勢を以てしてこれを阻止することができなかつた。暴徒はやすやすとして皇居内に乱入できたであらうと言われているのであります。若しかようなことが起きておつたといひますれば陛下の御安泰さえも危ぶまれるわけでありまして、今日法務総裁初め特務局の局長連以下がこの国会にお

いて答弁をしておられるようなことが出来るかどうかかわからないようなことであつたとも考えられるのであります。誠に想像するに難い事柄であります。これらの相手が話せばわかる相手でありするならばいろいろと理を以て説得する方法もあり得るわけでありまして、暴力革命を信条として破壊に猛進するものに對しましては、政府は治安の責任を完全に負うと同時に、その責任を完全果すに足る権能を十分に持つ必要があると考えられるのであります。本法だけでは治安確保の目的を達するに十分であるといふことは法務総裁からもしばしば言明をされたのであります。又事実本法は当初の草案からいひますれば相当これは退歩と申しました。又直接治安の任に當る警察制度の改革案のごときも、見ようによりましてはなお生温い感じがするのではないかと云うようなことも相当指摘し得る。と考へるのであります。現在国会の審議にかけられておりましたが、一連の構想だけを以ちまして、果して治安の大責任を果し得るかどうか、懸念なき能わずであります。近き将来に本破防法の条項を改正して更に強化するの必要に迫られ、或いはその他更に二三の別途の法的措置を相次いで必要とされるような状況に追い込まれはしないかどううか、これらの点に對する今後のお見通し、御所見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 実は法務総裁から御答弁申上げるような重大な御質問であります。後日その点は又法務総裁から改めて御答弁申上げたいと思ひます。

うのであります。私どももいたしましては、現下の事態といふものを基礎にいたしまして、危険の明白にして……現在の危険を基礎として立法しなければならぬといふことを考へていられるわけでありまして、この法案はまさに現下の事態といふものを基礎といたしまして立案をいたした次第でございます。

○玉柳實君 政府の資料や又御説明によりまして、外国人が暴力主義的な破壊活動をやる危険性が極めて多いのであります。が、かような場合におきまして、刑罰規定を以て臨みますと同時に、精神によりましては、国外に退去を命ずるか、或いは日本人に帰化することを禁止するといふような必要も考へられるかと思ひるのであります。いやしくも国家社会の基本的な秩序を破壊するやうな暴力活動をする外国人を国内に養つておくべき理由はないわけでありまして、アメリカの国内安全保障法を見ましても、又南ア連邦共產主義抑圧法、その他ポルトガルの秘密結社取締法などを見ましても、これらの規定があるのであります。が、日本現下の情勢から考へました場合に、さような措置をとる必要性が痛感されるのであります。が、本法にその規定を欠いておられるのは、他の法律によりましてこれを律することが出来るからでありましょうかどううか、その点を伺ひたいと思ひます。なお他の法律によりまして国外退去を命ずる等の措置がとり得られるやうな場合に、本法に規定する罰則との関係におきましてその適用が如何になるのかありまするかどうか、お伺ひをいたします。

○政府委員(関之君) お尋ねの点につきましてはは国籍法と出入国管理法によりまして措置ができるものと考へていられるわけでありまして。

○玉柳實君 その場合に本法の罰則との関係はどういうことになりますか。

○政府委員(関之君) 外国人の本法の罰則の適用につきましては、国際法上において例外がない限り、原則としてこの法律が適用されるものである、かように解釈している次第であります。

○玉柳實君 私のお伺ひしたいと思ひました場合には、この本法によりまして禁錮の刑を處する等のと、或いは本法の罰則が適用しないで直ちに国外退去を命ずるといふやうな結果になるのであるか、その点をお伺ひしたかつたわけであるのであります。

○政府委員(関之君) 出入国管理法とこの一般の刑罰法規との関係におきましては、いずれの措置もできるわけでありまして、強制退去を求めることもできます。然し、一応刑罰を科して強制退去を求めることもいづれの措置もできるわけでありまして。

○玉柳實君 それでは次にこの第三条の罰則の問題は最も議論の多いところでありまして、これまで殆んど委員から詳細な質疑が行われまして、これに對する当局の御説明も十分に伺つたのであります。が、私の考へによりまして、この罰則は或る場合には、多數の委員が懸念せられましたやうに、人権の自由を拘束しやういふやうな危険がある場合もあるかと考へられますし、又或る場合には暴力的破壊活動の危険がいやが上にも増大し、若しこの規定を欠けば、或る程度本法案は骨抜きになつてしまひ、実に罰則こそは本法案の生命とも言へるやうなふうに、その重要性を認め得る場合もあるかと、かように考へるのであります。この罰則は第三条第一項第一号のロ、第二号のイからりまでの各項の罪につきまして一律に罰則を獨立罪として処罰する建前になつておるのであります。が、これを仔細に分析して考へて見ますと、罰則の結び付きやういふ場合、その危険の程度等につきまして、各号の間において必ずしも同じではない、おのづから區別が考へられるのではないかと思ひるのであります。罰則が最も結び付きやういふ場合、又その危険が最も懸念せられるやうな場合は、刑法第七十七条の内乱罪、第六六条の騒擾罪のやうな場合であらうかと考へるのであります。只今木村法務総裁から罰則は公衆を煽るのでその危険が非常に恐ろしいといふことを言われました。そのやうな内乱罪或いは騒擾罪のごとき多衆共同して行われるやうな犯罪の場合にその罰則の重さが非常に大きいといふことを意味せられたものであります。そして現在刑法の内乱罪、或いは騒擾罪におきましては、それ／＼集會等のほかに附和随行者をも罰する建前になつておるのであります。かような場合に罰則の危険性が最も多いと考へるのであります。その他の場合に考へましては、比較的罰則の危険性が結び付きにくい場合が多く、教唆を以て律すれば足りるやうなことが考へられないます。尤も最近の極左分子のやり方は、あらゆる手段方法を弄してありますし、且つ巧妙を極めておるのであ

りますから、内乱罪、騒擾罪以外の罪については騒擾罪の危険の結び付きがあり得ないというようなことは勿論断言できない次第でございますが、世上相当の非難もある規定でありますので、内乱罪、騒擾罪以外の場合におきまして、この騒擾の危険が大であり、従つてそのいずれの場合においても騒擾を罰しなければならぬ、これを罰しなければ本法案としての画龍点睛を欠くといつたような理由につきまして詳細御説明をお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 答えました。騒擾は先ほど法務総裁からも御答弁申上げた通り、不特定多数の者に対してこれを相手として行うという関係からいたしまして、多衆犯罪或いは集団犯罪として刑法で規定されております内乱罪、騒擾罪、或いはこの法案において規定いたしております第三條第一項第二号のりでございます。凶器又は爆発物を携え、多衆共同してなす公務執行妨害というやうな行為が多く通常騒擾行為の騒擾の対象となるというこ

で多い条項でありますだけに、この「所持」を罰しなければならぬ必要性につきまして、いま一応当局のお考えを伺つて審議の参考にいたしたいと思ひます。

○政府委員(関之君) 答えました。この「所持」が第三條第一項におきまして、破壊活動として掲げられ、行政処分の団体等の規制の一つの原因となり、同時に三十七條以下の条文におきましてそれが犯罪として処分されることに相成るわけでありまして、従ひまして、それではさうな処置を受けますからして、危険な行為として社会的に評価される十分な価値がなければならぬと私も考へておるわけでありまして、そこでこのへであります。これが先ほど御説明申上げたやうに、これは内乱といふやうな行為を宣伝いたしまして、さうして一般大衆に意識的な、ここに煽動と混同を來たして、さうして大衆を内乱といふ方向にぐんぐん引張つて行くといふ恐るべき危険な行為であります。これらの行為は、さういふやうな文書が各人に頒布せられたときにさういふ実害が、頒布して皆んなが読むといふときにその実害が生ずるのであります。併しすにその行為が、さういふやうに大衆の意識を革命のほうに惑亂、煽動してぐんぐん引張つて行くといふやうな危険な行為でありますから、それを頒布するときは手ごまかぬいて見ているその行為は、國家全体の公共安全の上から考へまして、頒布するまで待つておるか、或いはその事前に察知するかといふ問題は、公共安全のためにどの程度まで問題を考へるかといふ基本の考へ方に相成るわけでありまして、そこ

で私どももいたしましては、このへに掲げられる極めて危険な文書につきまして頒布されて、その結果が現われるまで待たずにその事前に十分にこれを把握いたさなければ公共の安全を確保する上において欠くところがある、かやうに考へましてこの規定におきまして、印刷をして頒布若しくは公然掲示する目的を持つて所持する、この点を誠に危険な行為であると思へたわけでありまして、なお現下の時局に鑑みまして、かやうな文書が極めて広範な組織的な配付網によつて頒布されておる、かやうな現実の事態を考へて見ますと、このことを印刷し、又さういふものを頒布若しくは公然掲示する目的を持つて所持するその行為自体も極めて危険な行為でありまして、その段階において抑えなければ結果として恐るべきことがここに発生する、かやうに考へてここに印刷し及び所持といふことを規定いたした次第でございます。

○玉柳實君 次に本法は、労働組合の正常な活動に何ら影響を及ぼすものではないといふことが繰返し説明をされたのであります。それが、それにもかかわりませず組合側におきましてはこれに納得せずストに訴えてでも飽くまで本法の成立を阻止しようといふ企圖いたしておる次第でございますが、そこには何か誤解があるのかとも考へられます。が、又本法自体に何か不明の点があるかも知れないといふふうに反省して見る必要もあらうかと考へるのであります。従来他の委員からもいろいろの実例を挙げて、かやうな場合には本法に抵触するかどうかにつきまして当局の意見を聞かれたのであります。が、

りますから、内乱罪、騒擾罪以外の罪については騒擾罪の危険の結び付きがあり得ないというようなことは勿論断言できない次第でございますが、世上相当の非難もある規定でありますので、内乱罪、騒擾罪以外の場合におきまして、この騒擾の危険が大であり、従つてそのいずれの場合においても騒擾を罰しなければならぬ、これを罰しなければ本法案としての画龍点睛を欠くといつたような理由につきまして詳細御説明をお願いいたしたいと思ひます。

○玉柳實君 多衆犯罪以外の罪につきましてこの騒擾の危険性が無いといふことは私も考へないのでございまして、ただ騒擾の最も結び付きやすい場合はお話し通り騒擾罪、或いは内乱罪のごとき多衆犯罪の場合である。従つてこれらの場合に限定するか、或いは世評いふ／＼の非難を抑切つても他の場合においてもなお且つ騒擾罪を立罪と認めなければならぬか、といふ比較考慮する上におきまして参考としてお伺ひいたした次第でございます。当局の説明としてはわかりましたので、次の点に移りたいと思ひます。

第三條第一項第一号ハの文書、図画の所持といふ点につきまして、この騒擾の問題と同様に本法中最も議論の多いところでありまして、この「所持」は多くの場合前段の印刷、頒布或いは公然掲示の中に包含される場合が多いのじやないかと考へられます。尤も、如何でございませうか。尤もこの点につきまして最近のごときその手段、方法が極めて巧妙でありまして、例えば新刑罰訴訟法で認められております監視権を行使するといふやうな場合なども考へて見ますと、この規定がなければ本法は骨抜きになる真れはないこともないとも考へるのであります。が、騒擾と同様に問題の極め

この問題が労働組合方面から非常に重大なる関心を以て見られております関係上、世間の疑惑を少しでも排除きたいという意味におきまして、多少観点を變へましてこの点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

一人の無辜の民を生ぜしめないことが政治の要諦であるといふことは法務総裁、又二、三の委員から切々として述べられたのであります。誠にその通りであると思へるのであります。たゞ今までの議論では主として官憲の場合について述べられたように記憶いたすのであります。勿論権力を持つ者がこれを濫用する、誘惑に陥りやすいわけでありまして、従ひまして官憲は特に慎重に自肅自戒をしなければならぬのであります。併しながら一般の人といへども、何人も自己の自由を主張しますと共に他人の自由も十分に尊重しなければならぬ、その義務があるわけでありまして、この点警察官たる

と一般民間人たるのと何らの区別はないと考へるのであります。然るにこのストライキ、これも労働法規上容認せられております正当な理由に基づくストライキならば問題はないのであります。が、今回のこの破防法の通過を阻止する、或いは労働関係法規の議會通過を阻止するといつたやうな違法な、いわゆる政治ストを行うことによりまして、國民大衆に対して経済的な損失を与へることは勿論大衆の自由を束縛し、いろいろの危険をもたらすのであります。例えば電燈等の組合におきましてストライキをやると、夜中若しも送電を中止いたしますれば交通事故が頻発いたしました、そのために死傷者が

出るといつたようなことも考えられます。病院におきまして、外科の手術をやる最中に、送電がとまるといふような場合におきまして、その病人に対する人命の危険も考えられるのであります。或いは又鉄道ストをやる、相当前から予告して早朝からやればその危険も少いかと思ひますけれども、抜打ちストでもやつた場合を考えて見ますと、群衆が駅構内において激昂して、駅員との間に、或いは群衆同士の間におきまして、いろ／＼な暴行、脅迫が起ることが当然予想もされる。更に或いは駅長室の破壊を企てる、或いは電車、汽車に投石、破壊をするといふような、騒擾罪を以て律すべきような事態をも発生し得ることではないと断言できないと考えるのであります。而もこれを組合幹部は堂々とその政治ストを計画し、取締官憲からも放任されておるのであります。これは治安上大きな盲点ではないかと考えるのであります。これに對しまして何らかの対策をお考えになつておるかどうか、伺いたたいと存じます。殊にこのストライキが相当大規模になりまして、いわゆるゼネラル・ストライキといつたような大規模のストライキが行われるような場合におきましては、その危険は一層甚大なるものがあるかと考えるのであります。これら現下取締の盲点ではないかと考えられる点につきまして、今後の対策等につきまして一応伺ひたいとおきたいと存じます。

○政府委員(吉河光貞君) 大変重大な御質問でありますから、法務総裁から改めて御答弁をいたしたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 玉柳君どうで

すか、今日はこの辺で……。

○玉柳實君 これで結びますから……。それでは、今基本的な問題につきましては後日総裁から御答弁を伺うことにいたします。これに関連いたしまして、考えられます主として法律適用の問題につきまして御所見を伺いたしたいと思います。この第三条の二項によりますと、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、」騒擾、殺人、放火、列車転覆のような行為をすることを暴力主義的破壊活動と定義しておるのであります。この前段の政治上云々の目的を以てしましてスト行為をや、先ほど申しましたような違法な政治スト行為をや、その結果として騒擾、殺人或いは放火或いは列車妨害等の結果を引起したような場合に、その場合明らかに私は因果関係はあると考えるのであります。先ほど例を挙げました通り、電燈組合でストライキをやつたために送電を停止し、そのため交通事故が頻発してそれに基く死傷者が多数発生する、或いは私鉄ストによりまして多数の乗客の騒擾を惹起し、列車、電車等への投石、破壊が行われるといふような、さういふ結果を惹起することが当然に私は予見し得られると考えるのであります。勿論初めからかような結果を生ぜしめることを目的として政治ストをやるような、さういふ不健全な組合は一つもないと考えるのであります。さういふ意味におきまして、労働組合の政治ストに對しても本法の適用がないという御意見があるかも知れませんが、併し御承知の通り、刑法におきまして犯意といふことは事実の認識があれば足りるのであります。必

ずしも結果を生ぜしめる意欲を必要としないわけでありまして。又さうすればかような結果が生ずるといふ場合に、こゝすれば必ずかような結果が生ずるといふような確信のある場合のみならず、かようなことをすればそのような結果が発生するかも知れない、或いは発生しないかも知れないといふような不確実なる認識だけの場合におきまして、いわゆる事実の犯意として刑法上犯罪の構成の要件を満たすことに相成つておるわけでありまして、従ひまして、この違法な政治ストによりまして只今のような結果が生れることは当然予見できる、確実に予見できる場合、或いは不確実な場合を問はず予見ができる。而もあえてこれをやつたといふ場合に、本法の適用は絶対にないかどうかといふことを伺ひたいしたのであります。なお本法の他の要件といたしまして「団体の活動として」とございまして、組合の活動としてストライキを決議してやるのであります。又本法にいう他の要件といたしまして、当該団体が継続又は反覆して将来更に暴力主義的破壊活動を行う明らかにな虞れある場合とございまして、すでに現在のストは第一波スト、第二波ストが行われ、近く第三波のストが計画されておるような実情であり、事次第によりましては更に第四波、第五波のストライキが計画されることもあり得ると、かように考えるのであります。さういふことを考えますと、今日の違法政治ストは本法にいう要件を一応備えておるとも考えられるのでございしますが、果して政治ストをやる労働組合は本法によりまして絶対に規制される場合がないかどうか。この点につ

きましていま一応御所見を伺ひたいと存じます。

○政府委員(関之君) お答えいたしますが、お尋ねの点の最初のほうの分では活動がそこに行われたかどうかという点の事実認定に相成ると思ふのであります。この法案における団体としての活動は、要するにその団体がこのような暴力主義的破壊活動をやるうといふことを団体としての決定をいたしまして、それに基いてかような活動をする、その場合に団体が、かような活動をしたといふ問題が、さういふことに相成るわけでありまして。そこでお尋ねのお言葉の中で、団体が、或る組合が政治的ない目的を以て或るストをする、それが全く労働組合法上のストとは全然関係なく、全くの政治的なストであるといふことに相成りますれば、この二号の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、」といふことに當る場合があるかと思ふのであります。而してその場合におきまして、団体が、団体の意思決定に基きまして二号に掲げるようなことをいたしますならば、この法に當るといふことに相成るわけでありまして、私どもとしましては、このおよそ正當な、正常な法の下において活動する労働組合がさういふことをするといふことは想像することでもできない、考えることができないといふふうに考えているわけでありまして。もはやかようなことをする組合は、普通に法にいうところの組合といふものではない。而もこの第四条におきましてはすでに御了承を頂いておること、当該団体が一回やつた暴力主義的破壊活動を継続又は反覆してかような活動

をやる、さういふ団体はすでにかような暴力主義的破壊活動をなすことが性格化した団体といふふうに申上げてもよろしいかと思ふのであります。が、さういふなどにかく団体でなければこの規制の対象とはならないのであります。従ひまして、法にいう正常なる労働組合、法の下における正常な組合活動をなす労働組合がおよそかような暴力主義的破壊活動をなすことが性格化するといふようなことは到底考えられないことであるといふふうに私は考えている次第であります。

○玉柳實君 御説明はよくわかるのであります。私のお伺ひいたしました主たる狙ひは、団体としてこの第三条に列挙するような暴力主義的破壊活動を、初めからさういふ犯罪を犯そうと意図して活動するといふようなこと。これは万あり得ないかと考えるのであります。ただ明らかに政治ストを目的として、その結果として欲する、欲しないは別といたしまして、その結果として、先ほど申上げましたような、この第三条に列挙するような、事件の一部が随伴して起る場合があり得るのじやないかといふふうに考えるのであります。先ほど申上げました刑法上のいわゆる事実犯意といふような場合に該当するような事例の場合において、この法の適用が絶対にないかどうか、その点をお伺ひするといふ質問の要旨であつたのでございまして。その点につきましてもう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたしますが、ストライキのような行為と、ここに列挙いたしております各種の行為とは、客観的に見まして必然

をやる、さういふ団体はすでにかような暴力主義的破壊活動をなすことが性格化した団体といふふうに申上げてもよろしいかと思ふのであります。が、さういふなどにかく団体でなければこの規制の対象とはならないのであります。従ひまして、法にいう正常なる労働組合、法の下における正常な組合活動をなす労働組合がおよそかような暴力主義的破壊活動をなすことが性格化するといふようなことは到底考えられないことであるといふふうに私は考えている次第であります。

○玉柳實君 御説明はよくわかるのであります。私のお伺ひいたしました主たる狙ひは、団体としてこの第三条に列挙するような暴力主義的破壊活動を、初めからさういふ犯罪を犯そうと意図して活動するといふようなこと。これは万あり得ないかと考えるのであります。ただ明らかに政治ストを目的として、その結果として欲する、欲しないは別といたしまして、その結果として、先ほど申上げましたような、この第三条に列挙するような、事件の一部が随伴して起る場合があり得るのじやないかといふふうに考えるのであります。先ほど申上げました刑法上のいわゆる事実犯意といふような場合に該当するような事例の場合において、この法の適用が絶対にないかどうか、その点をお伺ひするといふ質問の要旨であつたのでございまして。その点につきましてもう一度お答えを願ひたいと思ひます。

的な連関のある行為ではないと考えております。で、お尋ねのような場合は

一体具体的にどのような場合であろうかと考えますと、一つの団体がストライキのような行為をやるということ

を団体の意思として決定いたしましたして、これを實際に行なつた場合にこれに参加した個々の人たちが団体の意思とは離れて、そういうような活動に出るのじやないかというような心配があるような場合があるのではなからうか

という御指摘であらうと思つておりますが、飽くまでここでは、団

体に対して責任を問う場合におきましては、団体の意思決定として一つの行

為が定められました、この意思決定を實現するために役職員なり、構成員の

人たちが行なつた行為が、団体の活動である、かように考えておりますの

で、恐らく只今のような場合、団体の責任を問うという事態は起り得ないものと考へてゐる次第でございます。

○委員長(小野義夫君) 速記とめて

○委員長(小野義夫君) 速記始めて

はこれで散会いたします。

午後四時二十六分散会

五月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、破壊活動防止法制定反対に関する請願(第二二二九号)

一、破壊活動防止法撤回に関する請願(第二二八三号)

一、破壊活動防止法撤回に関する陳情(第一〇四九号)

一、破壊活動防止法撤回に関する陳情(第一〇六〇号)

一、戦犯者の釈放に関する陳情(第一〇七三三号)

第二二二九号 昭和二十七年五月九日受理

破壊活動防止法制定反対に関する請願

請願者 鳥取県米子市彌生町国鉄労働組合米子地方本部内 妹尾三男

紹介議員 中田 吉雄君 門田 定雄君

政府が今国会に提出した破壊活動防止法案は、基本的人権および言論出版結

社の自由を奪うばかりでなく、民主勢力の中心的存在である労働組合の弱体化を図るものであるから、このような

悪法を撤回せられたいとの請願。

第二二八三号 昭和二十七年五月十四日受理

破壊活動防止法撤回に関する請願

請願者 東京都千代田区神田一ツ橋一ノ一、一橋大学前期部内 小島寛外百七十四名

紹介議員 成瀬 喬治君

目下国会において審議中の破壊活動防

止法案は、表面は暴力主義的破壊活動の防止を意図している如くであるが、

数段もしくは扇動の解釈如何によつては学問の自由、憲法の保障する国民の

自由と基本的人権等を不当に弾圧する危険があり、かつて治安維持法に

ならない悪法であるから同法案を撤回せられたいとの請願。

第一〇四九号 昭和二十七年五月九日受理

破壊活動防止法撤回に関する陳情

陳情者 東京都杉並区萩三ノ七七松柏荘内杉並文化人懇談会内 小沢茂外七十六名

破壊活動防止法案は、破壊活動防止の美名にかくれて、正常な各種団体運動を抑圧し基本的人権を侵害して、警察

国家を再現しようとする反民主的法案である。破壊活動に對しては、現行刑法をもつて十分取締ることができ特別

法を設ける理由を見出すことができない。しかも本法案は、犯罪行為能力に

関する個人責任の原理を破壊し封建的な連坐制を復活しようとする逆行的な

法案で、国民の自由なる言論運動を抑圧し再び戦争にかり立てるために提出

された戦争誘発法案であるから、本法案を撤回せられたいとの陳情。

第一〇六〇号 昭和二十七年五月十二日受理

破壊活動防止法案に関する陳情

陳情者 北海道小樽市議會議長 岩谷幹衛

この陳情の趣旨は、第一〇四九号と同じである。

第一〇七三三号 昭和二十七年五月十

四日受理

戦犯者の釈放に関する陳情

陳情者 茨城県議會議長 宇田川 源次郎

目下集縛拘留所に服役中の戦犯者は、個人的には犯罪の意思なく、国策のま

まに行動したに過ぎないもので、その心情は誠に同情に堪えないものである

から、講和条約の発効を機会に現在服役中の全戦犯者をすみやかに釈放せられたいとの陳情。

五月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

第一条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七十倍を」百十倍に改める。

第三条中「二百二十円を」百六十円に、「三百六十円を」四百八十

円に、「六百円を」八百円に、「四百八十円を」六百四十円に改める。

第四条第二項中「十五円を」二十五円に、「五円を」八円に、「十二円を」二十円に、同条第二

項中「二十円を」三十円に、「三十円を」四十五円に、「四十五円を」六十五円に、「六十円を」九十

円に、「百円を」百五十円に、「百五十円を」二百二十円に、同条第三項中「四十円を」六十円に、「八十円を」百二十円に、「百二十円を」三百三十円に、「三百三十円を」四百四十円に、「四百四十円を」六百六十円に、「六百六十円を」九百九十円に、同条第四項中「六十円を」八十円に、「八十円を」百九十

円に、「百九十円を」二百四十円に、同条第五項中「八十五倍を」百三十十倍に改める。

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

9 第七條の規定により改定された恩給及び昭和二十六年一月一日から同年九月三十日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、同年十月分以降、その年額を九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

10 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

五十円を二百二十円に、「二百二十円を」三百三十円に、同条第三項中「四十円を」六十円に、「八十円を」百二十円に、「百二十円を」三百三十円に、「三百三十円を」四百四十円に、「四百四十円を」六百六十円に、「六百六十円を」九百九十円に、同条第四項中「六十円を」八十円に、「八十円を」百九十円に、「百九十円を」二百四十円に、同条第五項中「八十五倍を」百三十十倍に改める。

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

9 第七條の規定により改定された恩給及び昭和二十六年一月一日から同年九月三十日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、同年十月分以降、その年額を九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

10 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則

1 この法律中第一条の規定は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

一三

第四部 法務委員会會議録第四十七号 昭和二十七年六月三日【参議院】

五月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は五月二十八日)

昭和二十七年七月八日印刷

昭和二十七年七月九日発行

参議院事務局 印刷者 印刷 庁